



厚生労働省

熊本労働局

Press Release

熊本労働局発表
(局長 神保 裕臣)
平成30年12月25日(火)

【照会先】

熊本労働局 職業安定部 職業対策課
課長 大村 達也
地方障害者雇用担当官 宮村 竜一
(電話) 096-211-1704

報道関係者 各位

平成30年 公的機関等における障害者の任免状況等の集計結果について

熊本労働局(局長 神保 裕臣)では、このほど、公的機関等における、平成30年の「障害者の任免状況等」の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)では、公的機関等に対し、障害者の雇用状況が障害者雇用率(法定雇用率2.5%、都道府県等の教育委員会は2.4%)に達していない場合に、障害者雇用率を達成するための障害者採用計画を作成すべきことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の任免状況等について、厚生労働省が障害者の雇用義務がある任命権者などに通報を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

<公的機関>(法定雇用率2.5%、都道府県等の教育委員会は2.4%)

※()内は、再点検後の平成29年6月1日現在の数値

- 雇用障害者数及び実雇用率のいずれも対前年を上回る。
 - ・ 県の機関：雇用障害者数114.5人(109.5人)、実雇用率2.27%(2.18%)
 - ・ 市町村の機関：雇用障害者数418.0人(407.0人)、実雇用率2.37%(2.35%)
 - ・ 教育委員会：法定雇用率2.4%が適用される熊本県・熊本市
雇用障害者数223.5人(205.5人)、実雇用率1.94%(1.79%)

※上記機関においては、67機関中27機関で不足数が発生(詳細は9~11ページ参照)。

<特殊法人等>(法定雇用率2.5%)

※()内は、再点検後の平成29年6月1日現在の数値

- 雇用障害者数及び実雇用率のいずれも対前年を上回る。
 - ・ 雇用障害者数75.5人(47.0人)、実雇用率2.36%(2.09%)

※上記特殊法人等においては、3機関中2機関で不足数が発生(詳細は11ページ参照)。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

公的機関等における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.5%）

熊本県の機関に在職する障害者の数は114.5人（109.5人）、実雇用率については2.27%（2.18%）であり、ともに前年を上回った。

県の機関は、4機関中2機関で達成。

【総括表1（1）・詳細表I-1・II-1】

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.5%）

市町村の機関に在職する障害者の数は418.0人（407.0人）、実雇用率については2.37%（2.35%）であり、ともに前年を上回った。

市町村の機関は、61機関中38機関で達成。

【総括表1（2）・詳細表I-2・II-2・3】

(3) 法定雇用率2.4%が適用される教育委員会

法定雇用率2.4%が適用される教育委員会に在職する障害者の数は223.5人（205.5人）、実雇用率については1.94%（1.79%）であり、ともに前年を上回ったが、2機関中2機関ともに未達成。

【総括表1（3）・詳細表I-3・II-4】

(4) 特殊法人等（法定雇用率2.5%）

特殊法人等に雇用されている障害者の数は75.5人（47.0人）、実雇用率については2.36%（2.09%）であり、ともに前年を上回った。

3機関中1機関で達成。

【総括表2・詳細表I-4・II-5】

※（ ）内は、再点検後の平成29年6月1日現在の数値である。

【 総括表 】

1 地方公共団体における在職状況

(1) 熊本県の機関（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
熊本県の機関	5,041.0人	114.5人	2.27%	2 / 4	50.0%
	(5,027.5人)	(109.5人)	(2.18%)	(1 / 3)	(33.3%)

(2) 市町村（教育委員会含む）の機関（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
市町村の機関	17,604.0人	418.0人	2.37%	38 / 61	62.3%
	(17,354.5人)	(407.0人)	(2.35%)	(49 / 58)	(84.5%)

(3) 法定雇用率2.4%が適用される教育委員会（法定雇用率2.4%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
法定雇用率	11,511.0人	223.5人	1.94%	0 / 2	0.0%
2.4%の機関	(11,497.5人)	(205.5人)	(1.79%)	(0 / 2)	(0.0%)

2 特殊法人等における雇用状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人の数	⑤ 達成割合
特殊法人等	3,205.5人	75.5人	2.36%	1 / 3	33.3%
	(2,246.0人)	(47.0人)	(2.09%)	(0 / 2)	(0.0%)

- 注 1 1の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 2の表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者・知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度障害者以外の身体及び知的並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
ただし、平成30年4月1日から、精神障害者である短時間労働者については、雇入れから3年以内又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の場合、平成35年3月31日までの間は、0.5人とカウントするところ、1人とカウントを行う。
- 4 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 () 内は、再点検後の平成29年6月1日現在の数値である。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 …………… 一般の民間企業 …………… 2.2%
(45.5人以上規模の企業)
- 民間企業 …………… 特殊法人等 …………… 2.5%
(労働者数40人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等)
- 国、地方公共団体 …………… 2.5%
(40人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2.4%
(42人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

ただし、平成30年4月1日から、精神障害者である短時間労働者については、雇入れから3年以内又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の場合、平成35年3月31日までの間は、0.5人とカウントするところ、1人とカウントを行う。

【 詳細表 】

平成30年6月1日現在における障害者の在職状況

〈 目 次 〉

I 公的機関等における在職状況

1 県の機関	6
2 市町村（教育委員会含む）の機関	6
3 法定雇用率2.4%が適用される教育委員会	7
4 特殊法人等	7
5 公的機関等における障害種別雇用状況	8

II 公的機関等の状況

1 県の機関	9
2 市町村の教育委員会	9
3 市町村（教育委員会除く）の機関	10
4 法定雇用率2.4%が適用される教育委員会	11
5 特殊法人等	11

I 公的機関等における在職状況

1 県の機関（法定雇用率2.5%）

区分	① 機関数	② 法定雇用 障害者数 の算定の 基礎とな る職員数	③ 障害者の数							④ 実雇用 率 F ÷ ② × 100	⑤ 法定雇 用率達 成機関 の数	⑥ 法定雇 用率達 成機関 の割合
			A. 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者	B. 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者であ る短時 間勤務 職員	C. 重度以 外の身 体障害 者、知 的障害 者及び 精神障 害者	D. 重度以 外の身 体障害 者及び 知的障 害者並 びに精 神障害 者であ る短時 間勤務 職員	E. うち3 年以内 精神障 害者で ある短 時間勤 務職員	F. 計 A × 2 + B + C + (D - E) × 0.5 + E	G. うち新 規雇用 分			
機関計	4 (3)	5,041.0 (5,027.5)	34 (33)	4 (4)	40 (37)	5 (5)	0	114.5 (109.5)	3.0 (9.5)	2.27 (2.18)	2 (1)	50.0 (33.3)

- 注 1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、法律上1人を2人に相当するものとして③F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、③D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については、法律上1人を0.5人に相当するものとしてカウントを行い、③F欄の計を算出するに当たり0.5カウントを行っている。
ただし、平成30年4月1日から、精神障害者である短時間労働者のうち「雇入れから3年以内の者又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の者、かつ、平成35年3月31日までに雇入れられ精神障害者保健福祉手帳を取得した者」については、1人とカウントする。
- 3 ③A欄・C欄は1週間の所定勤務時間が30時間以上の勤務者であり、③B欄・D欄は1週間の所定勤務時間が20時間以上30時間未満の勤務者である。
- 4 ③G欄の「うち新規雇用分」とは、当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数である。
- 5 () 内は、再点検後の平成29年6月1日現在の数値である。

2 市町村（教育委員会含む）の機関（法定雇用率2.5%）

区分	① 機関数	② 法定雇用 障害者数 の算定の 基礎とな る職員数	③ 障害者の数							④ 実雇用 率 F ÷ ② × 100	⑤ 法定雇 用率達 成機関 の数	⑥ 法定雇 用率達 成機関 の割合
			A. 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者	B. 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者であ る短時 間勤務 職員	C. 重度以 外の身 体障害 者、知 的障害 者及び 精神障 害者	D. 重度以 外の身 体障害 者及び 知的障 害者並 びに精 神障害 者であ る短時 間勤務 職員	E. うち3 年以内 精神障 害者で ある短 時間勤 務職員	F. 計 A × 2 + B + C + (D - E) × 0.5 + E	G. うち新 規雇用 分			
機関計	61 (58)	17,604.0 (17,354.5)	91 (92)	25 (23)	180 (172)	56 (56)	6	418.0 (407.0)	34.5 (34)	2.37 (2.35)	38 (49)	62.3 (84.5)
市町村	54 (54)	17,140.5 (17,040.5)	91 (92)	23 (22)	176 (169)	51 (55)	6	409.5 (402.5)	34.5 (33.0)	2.39 (2.36)	33 (47)	61.1 (87.0)
市町村 教育委員会	7 (4)	463.5 (314.0)	0 (0)	2 (1)	4 (3)	5 (1)	0	8.5 (4.5)	0.0 (1.0)	1.83 (1.43)	5 (2)	71.4 (50.0)

注 1 I1の表と同じ。

3 法定雇用率2.4%が適用される教育委員会（法定雇用率2.4%）

区分	① 機関数	② 法定雇用 障害者数 の算定 の基礎と なる職員数	③ 障害者の数							④ 実雇用 率 F÷② ×100	⑤ 法定雇 用率達 成機関 の数	⑥ 法定雇 用率達 成機関 の割合
			A. 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者	B. 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者であ る短時 間勤務 職員	C. 重度以 外の身 体障害 者、知 的障害 者及び 精神障 害者	D. 重度以 外の身 体障害 者及び 知的障 害者並 びに精 神障害 者であ る短時 間勤務 職員	E. うち3 年以内 精神障 害者で ある短 時間勤 務職員	F. 計 A×2+ B+C+ (D-E)× 0.5+E	G. うち新 規雇用 分			
機関計	機関数 2 (2)	人 11,511.0 (11,497.5)	人 63 (57)	人 8 (5)	人 74 (75)	人 22 (23)	人 9 /	人 223.5 (205.5)	人 21.5 (16.0)	% 1.94 (1.79)	機関 0 (0)	% 0.0 (0.0)

注 I1の表と同じ。

4 特殊法人等（法定雇用率2.5%）

区分	① 機関数	② 法定雇用 障害者数 の算定 の基礎と なる労働 者数	③ 障害者の数							④ 実雇用 率 F÷② ×100	⑤ 法定雇 用率達 成機関 の数	⑥ 法定雇 用率達 成機関 の割合
			A. 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者	B. 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者であ る短時 間労働 者	C. 重度以 外の身 体障害 者、知 的障害 者及び 精神障 害者	D. 重度以 外の身 体障害 者及び 知的障 害者並 びに精 神障害 者であ る短時 間労働 者	E. うち3 年以内 精神障 害者で ある短 時間勤 務職員	F. 計 A×2+ B+C+ (D-E)× 0.5+E	G. うち新 規雇用 分			
機関計	機関数 3 (2)	人 3,205.5 (2,246.0)	人 22 (20)	人 0 (0)	人 30 (7)	人 2 (0)	人 1 /	人 75.5 (47.0)	人 1.0 (0.0)	% 2.36 (2.09)	機関 1 (0)	% 33.3 (0.0)

注 I1の表と同じ。

5 公的機関等における障害種別雇用状況

① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
	A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間職員	C. 重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者である短時間職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間職員	C. 重度以外の知的障害者	D. 重度以外の知的障害者である短時間職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	C. 精神障害者	D. 精神障害者である短時間職員	E. うち3年以内	F. 計 C+(D-E)×0.5+E	G. うち新規雇用分
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
831.5	197	37	283	58	743.0	44.0	13	0	10	10	41.0	1.0	31	17	16	47.5	15.0
(769.0)	(190)	(32)	(254)	(60)	(696.0)	(46.0)	(12)	(0)	(12)	(10)	(41.0)	(7.0)	(25)	(14)		(32.0)	(6.5)

注 1 ①欄の「障害者の数」とは、②E欄、③E欄及び④F欄の計である。

2 ②A欄の重度障害者、③A欄の重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてそれぞれE欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、②D欄、③D欄及び④D欄の短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとして②E欄、③E欄及び④F欄の計を算出するに当たり0.5カウントを行っている。

ただし、平成30年4月1日から、④E欄の「雇入れから3年以内の者又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の者、かつ、平成35年3月31日までに雇入れられ精神障害者保健福祉手帳を取得した者」については、1人とカウントする。

3 ②A欄・C欄、③A欄・C欄及び④C欄は、1週間の所定勤務時間が30時間以上の勤務者であり、②B欄及びD欄、③B欄及びD欄、及び④D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の勤務者である。

4 ②F欄、③F欄及び④G欄の「うち新規雇用分」とは、当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者の数である。

5 () 内は、再点検後の平成29年6月1日現在の数値である。

II 公的機関等の状況

1 県の機関（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	5,041.0	114.5	2.27	11.5	
熊本県知事部局	4,430.0	99.5	2.25	10.5	
熊本県企業局	45.5	0.0	0.00	1.0	
熊本県病院局	65.5	1.0	1.53	0.0	
熊本県警察本部	500.0	14.0	2.80	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数・知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間以外の重度身体障害者・重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

ただし、平成30年4月1日から、精神障害者である短時間労働者のうち「雇入れから3年以内の者又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の者、かつ、平成35年3月31日までに雇入れられ精神障害者保健福祉手帳を取得した者」については、1人とカウントする。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

2 市町村の教育委員会（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	463.5	8.5	1.83	1.5	
水俣市教育委員会	45.0	1.5	3.33	0.0	
菊池市教育委員会	105.0	2.0	1.90	0.0	
阿蘇市教育委員会	55.0	1.0	1.82	0.0	
山都町教育委員会	53.5	1.5	2.80	0.0	
和水町教育委員会	48.5	0.5	1.03	0.5	
大津町教育委員会	106.5	1.0	0.94	1.0	30.10.12付で町長部局と特例認定を受けた。この結果、障害者の数8.0人、実雇用率2.73%、不足数0.0人となった。
益城町教育委員会	50.0	1.0	2.00	0.0	

注 II1の表と同じ。

3 市町村（教育委員会除く）の機関（法定雇用率2.5%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	17,140.5	409.5	2.39	31.0	
1 熊本市	4,777.5	127.0	2.66		
2 八代市	1,069.0	25.0	2.34	1.0	特例認定あり（教育委員会・水道局含む）
3 人吉市	417.5	12.0	2.87		特例認定あり（教育委員会含む）
4 荒尾市	401.0	10.0	2.49		特例認定あり（教育委員会・企業局・監査委員含む）
5 水俣市	255.0	3.0	1.18	3.0	
6 玉名市	580.0	15.5	2.67		特例認定あり（教育委員会含む）
7 天草市	1,053.0	23.0	2.18	3.0	特例認定あり（教育委員会含む）
8 山鹿市	518.0	13.0	2.51		特例認定あり（教育委員会含む）
9 菊池市	427.5	10.5	2.46		
10 宇土市	325.0	6.0	1.85	2.0	特例認定あり（教育委員会含む） 30.11.30付で監査委員と特例認定を受けた。この結果、障害者の数9.0人、実雇用率2.75%、不足数0.0人となった。
11 上天草市	300.5	8.0	2.66		特例認定あり（教育委員会含む）
12 宇城市	588.5	13.0	2.21	1.0	特例認定あり（教育委員会含む）
13 合志市	440.5	9.5	2.16	1.5	特例認定あり（教育委員会含む） 30.11.1現在において、障害者の数11.0人、実雇用率2.50%、不足数0.0人となっている。
14 阿蘇市	293.0	5.0	1.71	2.0	特例認定あり（水道局含む）
15 美里町	120.5	2.0	1.66	1.0	30.11.30現在において、障害者の数3.0人、実雇用率2.49%、不足数0.0人となっている。
16 玉東町	63.0	1.0	1.59		
17 和水町	192.0	4.0	2.08		
18 南関町	101.0	0.0	0.00	2.0	30.9.21付で教育委員会と特例認定を受けた。
19 長洲町	125.0	4.0	3.20		
20 大津町	177.5	7.0	3.94		30.10.12付で教育委員会と特例認定を受けた。この結果、障害者の数8.0人、実雇用率2.73%、不足数0.0人となった。
21 菊陽町	228.0	7.0	3.07		
22 南小国町	86.0	1.0	1.16	1.0	
23 小国町	128.5	2.5	1.95	0.5	
24 産山村	71.5	0.0	0.00	1.0	
25 高森町	88.0	2.0	2.27		
26 南阿蘇村	161.0	3.0	1.86	1.0	
27 西原村	84.5	1.0	1.18	1.0	
28 御船町	154.0	4.0	2.60		
29 嘉島町	92.0	2.0	2.17		
30 益城町	258.0	3.0	1.16	3.0	
31 甲佐町	112.0	2.0	1.79		
32 山都町	273.0	7.0	2.56		
33 氷川町	126.0	2.0	1.59	1.0	
34 芦北町	208.0	5.5	2.64		
35 津奈木町	98.5	4.5	4.57		
36 錦町	119.5	2.5	2.09		
37 あさぎり町	170.5	5.0	2.93		
38 多良木町	95.0	2.0	2.11		
39 湯前町	66.5	1.0	1.50		
40 水上村	54.0	0.0	0.00	1.0	
41 相良村	63.5	0.0	0.00	1.0	
42 五木村	68.0	0.0	0.00	1.0	
43 山江村	77.0	1.0	1.30		
44 球磨村	78.0	5.0	6.41		
45 苓北町	98.0	0.0	0.00	2.0	
46 熊本市交通局	75.5	2.0	2.65		
47 熊本市上下水道局	493.0	13.0	2.64		
48 熊本市病院局	241.5	8.0	3.31		
49 荒尾市民病院	329.0	8.0	2.43		
50 天草市病院事業部	240.5	6.0	2.49		
51 山鹿市民医療センター	188.0	5.0	2.66		
52 阿蘇医療センター	90.0	1.0	1.11	1.0	
53 和水町立病院	51.0	1.0	1.96		
54 上天草総合病院	148.0	4.0	2.70		

注 II1の表と同じ。

4 法定雇用率2.4%が適用される教育委員会（法定雇用率2.4%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	11,511.0	223.5	1.94	52.5	
熊本県教育委員会	8,129.5	158.5	1.95	36.5	
熊本市教育委員会	3,381.5	65.0	1.92	16.0	

注 II1の表と同じ。

5 特殊法人等（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	3,205.5	75.5	2.36	12.0	
国立大学法人熊本大学	2,524.0	71.5	2.83	0.0	
地方独立行政法人くまもと県北病院機構	570.5	3.0	0.53	11.0	
公立大学法人熊本県立大学	111.0	1.0	0.90	1.0	30.10.1現在において、障害者の数2.0人、実雇用率1.79%、不足数0.0人となっている。

注 II1の表と同じ。